

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 6 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条から第 5 条まで、第 5 条の 3 から第 5 条の 7 まで、第 7 条から第 9 条まで、第 12 条及び第 13 条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から 45 分の休憩時間を置く。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条から第 5 条まで、第 5 条の 3 から第 5 条の 7 まで、第 7 条から第 9 条まで、第 12 条及び第 13 条に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から 1 時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を 45 分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第 1 項に規定する勤務時間の終了時刻の 15 分前とする。</p>
<p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、45 分以上の休憩時間を置く。</p>	<p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、1 時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 前条第 3 項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項に規定する」とあるのは、「第 2 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</p>
<p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、8 時間を超える場合にあっては所属長の定めるところにより 1 時間以上の、8 時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより 45 分以上の休憩時間を置く。</p>	<p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、8 時間を超える場合にあっては所属長の定めるところにより 1 時間以上の、8 時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより 1 時間の休憩時間を置く。</p> <p>2 第 2 条第 3 項の規定は、前項に規定する勤務時間が 8 時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合にお</p>

(地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条 地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(守衛の勤務時間の割振り)

第5条 総務部管財課に勤務する守衛は、管財課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局(土木部岩手出張所、綱取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。)、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員(第4条、第5条及び第9条の規定の適用を受ける職員を除く。)のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 午前9時から午後5時45分まで

2 前項各号に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定に

いて、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第3条第1項」と読み替えるものとする。

(地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条 地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 午前9時30分から午後6時30分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(守衛の勤務時間の割振り)

第5条 総務部管財課に勤務する守衛は、管財課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時から午後5時まで
- (2) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 午前9時30分から午後6時30分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局(土木部岩手出張所、綱取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。)、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員(第4条、第5条及び第9条の規定の適用を受ける職員を除く。)のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 午前9時から午後6時まで

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による

よる休憩時間を置く。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 東京事務所に勤務する職員は、東京事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 午前9時から午後5時45分まで

2 [略]

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後5時45分までとする。

2 [略]

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 福岡事務所に勤務する職員は、福岡事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時から午後5時45分まで
- (2) 午前10時30分から午後7時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、福岡事務所長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 [略]

2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務の開始時刻は、午前8時30分から午後1時までの間で定めるものとする。

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところによ

休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の3第1項」と読み替えるものとする。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 東京事務所に勤務する職員は、東京事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 午前9時から午後6時まで

2 [略]

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前9時から午後6時までとする。

2 [略]

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 福岡事務所に勤務する職員は、福岡事務所長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時から午後6時まで
- (2) 午前10時30分から午後7時30分まで

2 前項に規定する勤務時間中に、福岡事務所長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の6第1項」と読み替えるものとする。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 [略]

2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務時間の開始時刻は、午前8時30分から午後1時までの間で定めるものとする。

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところ

り、45分の休憩時間を置く。

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては園長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては園長の定めるところにより45分以上の休憩時間を置く。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより45分以上の休憩時間を置く。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指

により、1時間の休憩時間を置く。

4 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第5条の7第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては園長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては園長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上8時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第7条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する勤務時間が6時間以上8時間以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第8条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第9条第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日の指

<p>定)</p> <p>第10条 <u>第7条から前条までの規定の適用を受ける職員</u>については、1週間につき1日以上の割合で所属長の指定する日を、週休日とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第11条の2 [略]</p>	<p>定)</p> <p>第10条 <u>前3条の規定の適用を受ける職員</u>については、1週間につき1日以上の割合で所属長の指定する日を、週休日とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第11条の2 [略]</p> <p><u>2 第2条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第11条の2第1項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。